地域交通安全活推進委員

道路交通法第１０８条の２９に基づき

地域の交通状況について知識を有する方の中から
公安委員会による委嘱

任期	・2年間(再任可)
活動内容	・住民に対する交通安全教育 ・高齢者、障害者等の交通事故防止について住民の理解を深める運動 ・適正な駐車方法や道路使用について住民の理解を深める運動 ・自転車の適正な通行方法について住民の理解を深める運動 ・交通安全に関する広報啓発活動 ・地域の交通状況を実地調査する活動

各協議会の活動状況

高校生による「自転車利用マナーアップ連絡協議会」の開催状況(能代)

早めライト点灯の呼びかけ(男鹿)

高校生の自転車に対するリフレクターの取付け状況(秋田中央)

交通安全マスコットを作成配布しての安全運転呼びかけ（にかほ）